

第3報告

社会的・連帯経済の担い手としての協同組合

富 沢 賢 治*

はじめに——問題と結論

問題：日本の協同組合運動は曲がり角に立っている。曲がり角をうまく曲がるためには、どうしたらよいか。

結論：理論的には、協同組合を社会的・連帯経済の担い手として位置づけること。実践的には、日本協同組合連合会を結成すること。

1 理論——協同組合を社会的・連帯経済の担い手として位置づける

以下では、現代における協同組合の社会的位置と役割を明らかにするための理論を解明する。

(1) 背景——国連のミレニアム宣言とその展開としての社会的・連帯経済推進委員会の結成

最近の10数年間で協同組合に対する国連の評価は格段に高まっている。国連はなぜ協同組合を高く評価するに至ったのであろうか。

基本的な要因は、1970年代以降の世界的規模での貧困と格差の拡大である。世界的規模での貧困と格差の拡大は、20世紀末には国連として放置できない規模にまで達した。

2000年という人類史の節目に立った国連は、国際社会がめざすべき目標を「ミレニアム宣言」として発表し、「極度の貧困と飢餓の撲滅」を「ミレニアム開発目標」の第1目標とした。

「極度の貧困と飢餓の撲滅」という人類史上最大の問題を解決するために国連が重視したのは、協同組合などの、地域社会に根ざす住民の自主的な共益組織であった。貧困問題を解決するためには、大企業に依拠する経済成長だけでなく、地域社会に根ざす住民組織の発展が不可欠だと認識したのである。

そのため国連総会は2001年に「社会開発における協同組合」という決議を採択し、つぎのように述べた。

国連総会は、「さまざまな形の協同組合が、女性や若年者、高齢者、障害者等あらゆる人びとによる社会開発への最大限可能な参加を促進し、また経済・社会開発における主要な要素になりつつあることを認識し」、「協同組合を支援するような環境を確保し、協同組合の目標達成の助けとなるよう、その可能性を保護・促進する観点から、適宜、協同組合の活動に適用される法制度の見直しを各国政府に奨励し、「社会開発目標の達成、特に貧困の撲滅と雇用の創出、社会的包摂の促進のために協同組合の可能性を開発」するよう、各国政府に求める。

2001年の国連総会決議に引き続き、翌年の2002年にはILO（国際労働機関）の第90回総会が「協同組合の振興に関する勧告」（6月20日）を決議し、つぎのような斬新な社会観を示した。「地域社会の社会的・経済的ニーズにこたえるために、協同組合を含む独自の経済セクターを確立し拡大させることが必要である。」「均衡のとれ

*協同総合研究所(Japan Institute of Co-operative Research)

た社会は、政府セクターと営利企業セクターだけでなく、協同組合、共済団体などを含む社会的セクターを必要とする。そのため、政府は、協同組合を支援するための政策と法的枠組みを提供すべきである。」

協同組合に関する国連の評価は、2002年のILO決議以降もさらに高まり、2009年の国連総会決議「社会開発における協同組合」は、2012年を国際協同組合年と宣言するに至った。この総会決議は、「全加盟国並びに国際連合及びその他全ての関係者に対し、この国際年を機に協同組合を推進し、その社会経済開発に対する貢献に関する認知度を高めるよう奨励」した(国際協同組合年についての詳細は、2012国際協同組合年全国実行委員会編著『協同組合憲章[草案]がめざすもの』家の光協会、2012年、参照)。

国際協同組合年を契機として、多くの国の政府と民間において協同組合運動推進のための取り組みが進展した。イギリスと韓国の事例については後述する。

2013年9月には国連内に社会的・連帯経済推進委員会が設置された。

すでにスペイン、ポルトガル、メキシコ、エクアドル、フランスでは社会的・連帯経済に関連する法律が施行されている。

最近では韓国の協同組合運動の進展が目覚ましい。2012年の国際協同組合年には協同組合基本法が成立した。2013年にはソウル宣言が発表され、2014年にはグローバル社会的経済協議会が設立された(詳細については、ソウル宣言の会[編集]『「社会的経済」って何?』社会評論社、2015年、参照)。

(2) 社会的・連帯経済とは

1) 社会的経済とは

社会的経済論は、19世紀のフランスを中心に展開されていった。19世紀の経済学界では、国

富の増大を目的に工業化と資本蓄積を重要視する政治経済学(political economy)が主流を占めていたが、これに対して社会的経済学(social economy)は、経済の資本主義化に伴う社会問題の解決を主要な研究対象に据えた。

現代における社会的経済論の特徴は、市場経済に基礎を置く混合経済体制の中で、国家セクターとも民間営利セクターとも異なる独自の構成要素として発展しつつある民間非営利セクターに注目している点にある。

社会的経済を理念とする民間非営利セクターづくりの運動は、1970年代以降、フランスを中心に始まり、EU諸国に拡大していった。その結果、1989年にEC委員会は、第23総局内に社会的経済組織の振興を目的とする社会的経済部局を設置した。

その際EC委員会が提示した社会的経済組織についての定義はつぎのようであった(詳細は、富沢賢治『社会的経済セクターの分析——民間非営利組織の理論と実践』岩波書店、1999年、162-169ページ)。

「社会的経済の組織は、社会的目的をもった自立組織であり、連帯と一人一票制を基礎とするメンバー参加を基本的な原則としている。一般的に、これらの組織は協同組合、共済組織あるいはNPOという法的形態をとっている。」

1999年に私は、社会的経済に関する種々の国際的見解を考察したうえで、社会的経済組織、社会的経済、社会的経済セクターをつぎのように定義した(富沢賢治『非営利・協同入門』同時代社、1999年、12-13ページ)。

社会的経済組織とは、営利目的ではなく社会的目的を実現するために経済活動をする開放的、自立的、民主的な組織である。社会的経済とは、このような社会的経済組織が行う経済活動である。社会的経済セクターとは、このような社会的経済組織が担う国民経済の1領域であ

る。

社会的経済のその他の諸定義については、栗本昭「社会的経済研究の現状と課題」(『国際公共経済研究』第18号、2007年)を参照されたい。

2) 「社会的経済」における「社会」の意味
——「社会」の中の「社会」

図1は、社会的経済論が展望する社会像を示している。図1の特徴は、「社会」の領域が図の中心の位置を占めているところに見られる。生命を生み育て守る「人づくり」(人間の生産)を行う「社会」の領域を中心として、それを包むように、人づくりのための「ものづくり」(生活手段の生産)を経済の領域が担当し、人づく

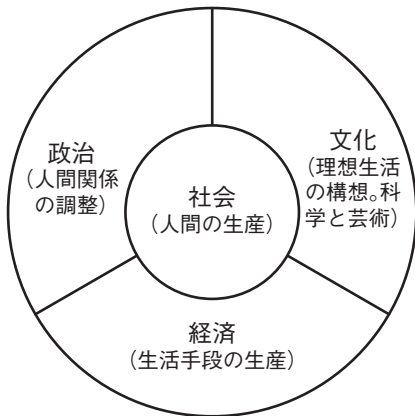


図1 人づくり中心の生活構造

りともものづくりのための人間関係の調整を政治の領域が担当し、理想的生活の構想(科学と芸術)を文化の領域が担当するように位置づけられている。この図は、人づくりこそが生活の根本目的であり、その他の領域における生活は、この人づくりのための手段であるということを示している。すべての生物の社会生活の根本機能は、個体の維持と種の再生産である。人間社会も同じで、生命を生み育て守ることが生活構造の中核を占めている。他の生物と異なる人間の特質は、個体の維持と種の再生産のために、他の生物ができない人間的な独自のやり方で経済行為、政治行為、文化行為を行い、そのための組織をつくるという点にある。

社会的経済論は、人を生み育て守る「社会」の領域に着目し、そこで発生する社会問題の解決を第1目的とする組織(民間非営利組織)を重視する。そのために、国家セクターと営利セクターだけでなく、非営利セクターの独自の機能を認めて、国家セクター、営利セクター、民間非営利セクターのベストミックスのあり方を究明しようとしている。

図2は、上記の3つのセクターの相互関連を示している。

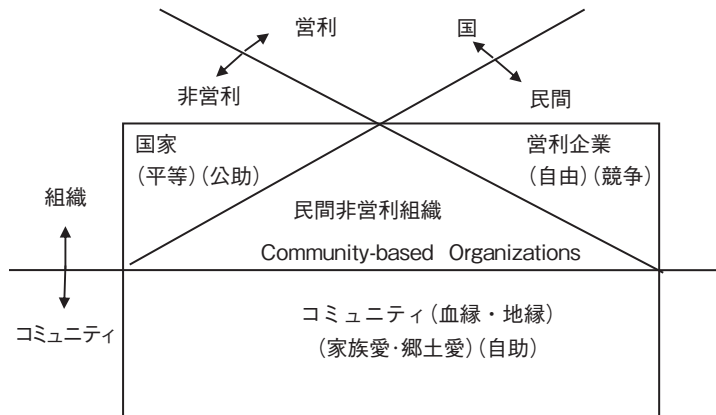


図2 3セクターの相互関連

3) 社会的経済論の政策提言

3つのセクターのそれぞれを支える基本的な理念はなにか。国家セクターは平等であり、市場セクターは自由であり、民間非営利セクターは友愛あるいはその現代的概念である連帯である。

図2が示すように、コミュニティの上にはコミュニティの住人たちの生活問題を解決するためにつくられた自発的な民間非営利組織の集合を示す社会領域がある。これは、民間非営利組織がコミュニティに直結する組織だということを意味する。さらに、民間非営利セクターは、国家セクターと営利セクターとも連携をとりうる中心的な位置にある。

その社会的立場から民間非営利セクターは、内的にも外的にも、連帯することを基本的な理念としている。

このような社会認識を前提として、社会的経済論は次のような政策課題を提示する。すなわち、第一の課題は、民間非営利組織間の協同を強化することによって民間非営利セクターを拡大強化することである。第二の課題は、民間非営利セクターの枠をさらに拡大して、地方自治体や地元企業など、なんらかのかたちで地域住民に貢献しているあらゆる組織の間の協同を強化して、地域社会活性化のためのネットワークをつくりあげることである。第三の課題は、市民社会における公共的活動を通じて諸個人・諸組織を結びつけ、グラスルーツから公共性をつくることによって新たな共同体を形成することである。

4) 連帯経済とは

社会的経済論と連帯経済論は内容的に共通するところが大きい。社会的経済論と異なる連帯経済論の一つの特徴は、社会的経済論が協同組合、共済組織、NPOなどの法人格をもつ「制度化された組織」を中心にして展開されている

のに対して、連帯経済論は、草の根組織を含めて、社会的目的をもって活動するすべての組織を重視しているところに見られる。

J.-L.ラヴィルが編集した『連帯経済——その国際的射程』（北島健一・鈴木岳・中野佳裕訳、生活書院、2012年）によれば、連帯経済は、「市民参加を通じて経済を民主化することに貢献するさまざまな活動の集合体である」（240ページ）と定義され、「経済の民主化を目標に掲げる社会的経済の新しい波」（274ページ）と位置づけられる。「新しい波」と位置づけられるのは、一つには、連帯経済がとりわけ、「国家と市民社会の関係」を中心的な問題として（329ページ）、市場的な資源だけでなく、政府による再分配と市民間の互酬性を重視するからである（5ページ）。

5) 社会的・連帯経済とは

社会的経済も連帯経済も、地域社会に根ざす住民自身による経済活動を重視するという点では共通するので、最近では両者を合わせて「社会的・連帯経済」という表現が用いられるようになった（社会的・連帯経済に関する最近の研究書としては、P. Utting ed., *Social and Solidarity Economy : Beyond the Fringe ?*, Zed Books, 2015, 参照）。

(3) 社会的・連帯経済の担い手としての協同組合

図3は、社会的・連帯経済の担い手としての協同組合の社会的位置を示している。第一に、協同組合は、社会的・連帯経済の諸組織のなかでもコミュニティにもっとも密接に結びついて、生活上の諸問題を解決するために活動する。第二に、協同組合は、生活問題の解決のために、他の社会的・連帯経済諸組織と国家と営利企業を結びつける結節点に位置する。

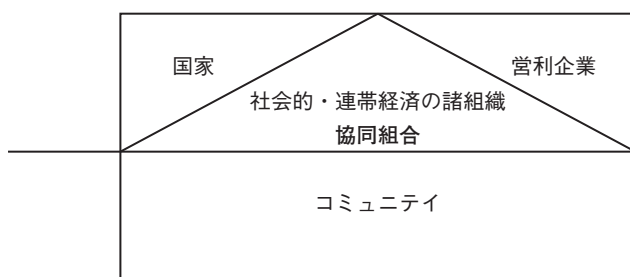


図3 協同組合の社会的位置

2 実践課題

(1) 国際協同組合年（2012年）の成果を 展させる

日本においては2012年の国際協同組合年を契機に各種協同組合が結集して、協同組合憲章草案を策定した。この成果を踏まえて、協同組合陣営が日本協同組合連合会をつくることが望ましい。

新自由主義にもとづく市場化の流れに抗して協同組合の道を守るためには、各種協同組合の連帯の強化と協同組合の連合組織が必要とされる。

イギリスとイタリアの事例を見よう。

イギリスの協同組合のナショナルセンターであるコーペラティブUKは、2011年12月の理事会で国際協同組合年（2012年）を統合協同組合法づくりを使うことを決定し、政府と交渉を開始した。その結果、2014年には、17の法律に断片化していた協同組合関連法を一つの協同組合法に結合する新しい協同組合法である「協同組合・コミュニティ利益協同組合法2014」(Co-operative and Community Benefit Societies Act 2014)が制定された。

イタリアでは2011年に協同組合の3大ナショナルセンター（レーガ・コープ、コンフ・コーペラティーヴェ、AGCI）の代表者たちが、統一したナショナルセンター「イタリア協同組合

同盟」の設置を表明した。正式には2017年に設立が予定されている。このナショナルセンターの機能は、代表権、政策提言、自己統制、相談・研修などである（佐藤紘毅「イタリア協同組合連合会の目的と経緯」『協同の発見』272号、2015年7月、24ページ）。

日本の現状はどうか。

全国組織の各種協同組合が連携する協議体としては、1956年設立の日本協同組合連絡協議会（JJC）があり、国際協同組合同盟（ICA）を中心とする国際協同組合運動の一環として活動している。参加団体はICAに加盟する15団体である（前田健喜「全国段階の協同組合間連携の取り組みについて」『協同の発見』272号、2015年7月、参照）。

さらに、日本の協同組合陣営は、2010年8月に「2012国際協同組合年全国実行委員会」（以下、IYC実行委員会）を結成し、2013年3月までその活動を続けた。その幹事会への参加団体は21団体であった。2013年5月には、IYC実行委員会の後継組織として「国際協同組合年記念協同組合全国協議会」（IYC記念全国協議会）が設立された。参加団体は24団体となった。

全国段階の各種協同組合が連携してこれほど長期間にわたって共通事業に取り組んだ例は、これまでなかった。この流れを強化して日本協同組合連合会をつくる必要がある。

協同組合憲章[草案]は、各種協同組合が結集

するための共通の旗印となりうる。

IYC実行委員会の第1回委員会(2010年8月)では、日本の協同組合運動が取り組むべき主要課題がつぎのように提案された。「国連が掲げる3目標(協同組合の認知度の向上, 協同組合運動の成長, 政府の協同組合政策等の確立)を達成するために、協同組合運動の基本的なあり方を示す『協同組合憲章』の草案を策定し、協同組合憲章の制定を政府に働きかけてはどうか。」

2011年1月に協同組合憲章検討委員会が設立され、1年間の審議を経て協同組合憲章草案が策定された(2012国際協同組合年全国実行委員会編著『協同組合憲章[草案]のめざすもの』家の光協会, 2012年, 参照)。

協同組合憲章草案は、現代日本における協同組合運動の意義を明らかにしたうえで、協同組合政策の基礎をなす原則を明らかにするよう政府に求めた。原則に関わる部分は、以下のようであった。

「政府は、協同組合政策に取り組むにあたって……以下の原則を尊重すべきである。

1) 協同組合の価値と原則を尊重する

国連の「協同組合の発展に支援的な環境づくりをめざすガイドライン」(2001年)と、国際労働機関(ILO)の「協同組合の振興に関する勧告」(2002年)に留意し、ICAの「協同組合のアイデンティティに関する声明」(1995年)に盛り込まれた協同組合の価値と原則を尊重する。協同組合にさまざまな政策を適用する際は、協同組合の価値と原則に則った協同組合の特質に留意する。

2) 協同組合の設立の自由を尊重する

協同組合制度は、すべての市民に開かれている。政府は、市民が協同組合を設立する自由を尊重する。

3) 協同組合の自治と自立を尊重する

協同組合が積極的に自治と自立を確保・維持することを重視し、政府と協同組合との対等で効果的なパートナーシップを進める。

4) 協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することを重視する

協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することをめざしている点を重視する。震災復興などにあたっては、地域経済の有力な主体として協同組合を位置づける。

5) 協同組合を、社会経済システムの有力な構成要素として位置付ける

これからの社会経済システムには、多くの人が自発的に事業や経営に参加できる公正で自由な仕組みが求められる。そのために、公的部門(セクター)と営利企業部門だけでなく、協同組合を含む民間の非営利部門の発展に留意する。」

各協同組合の全国組織の会長・理事長は、2012年1月、官房長官と直接面談し、憲章草案を示し、政府として協同組合憲章を制定するよう求めた。

6月26日、政府は「政府広報オンライン」において、「政府は……国民生活に重要な役割を果たしている協同組合の地域に根差した助け合い活動がさらに広がっていくよう、次のような基本的考え方で、協同組合の発展をできる限り後押ししていきます」という見解を表明して、協同組合憲章草案が政府に求めた5つの原則のうちの3つを、ほとんど文字通りに採択した。政府が採択しなかった2つの原則は、「協同組合の設立の自由を尊重する」と「協同組合の自治と自立を尊重する」である。

草案が提唱する5原則を政府が実質的に認めるように、今後さらに運動を進める必要がある。

(2) 協同組合基本法をつくる

最近では韓国の協同組合運動の進展が目覚ま

しい(詳細については、ソウル宣言の会[編集]『「社会的経済」って何?』社会評論社,2015年,参照)。2012年の国際協同組合年には協同組合基本法が成立した。2013年にはソウル宣言が発表され,2014年にはグローバル社会的経済協議会が設立された。

イギリスや韓国の事例を参考にして,日本においても協同組合基本法の可能性について検討すべきである。

(3) 地域社会に社会的・連帯経済組織のネットワークをつくる

東日本大震災以降ますます明らかになっているように,地域社会づくりの基本的な担い手は,いざとなれば地域を捨てることを辞さない大企

業ではなく,協同組合,NPO,中小零細企業などの,地域社会に根ざす諸組織である。これらの組織の大連合が必要である。

(4) IYC 記念全国協議会の継承と発展

IYC記念全国協議会の規約によれば,「この協議会は,……異種の協同組合が連携することにより新たな価値を生み出し,もって,協同組合運動を促進させる取り組みを行うことを目的」としている。IYC記念全国協議会は,日本協同組合連絡協議会(JJC)と連携して,協同組合運動全体のナショナルセンターとして機能しうる強力な組織をつくりあげるという課題を担っているのではなかろうか。